第２３期第６回福岡県有明海区漁業調整委員会議事概要

１．日　時　　令和８年７月２２日（水）１３：５７～１４：３６

２．場　所　　福岡県有明海水産会館（柳川市三橋町高畑２７１）

３．出席者　　福岡県有明海区漁業調整委員会　委員　　１０名

４．臨席者　　福岡県農林水産部水産局漁業管理課　　２名
福岡県水産海洋技術センター有明海研究所　　１名
福岡県有明海区漁業調整委員会事務局　　３名
福岡有明海漁業協同組合連合会　　１名

５．議題及び議決内容

（１）令和８年度福岡県有明海区における機船船びき網（えび２そうびき網）漁業許可方針について（諮問）　　資料１

（説明）

漁業管理課から資料１に基づき説明がなされた。

（主な質疑や意見）

特になし

（審議結果）

原案の内容で福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議し、特段の意見がなければ、福佐連調委終了後に、原案のとおり定めることが適当であると答申することを決定した。

（２）福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置等について（諮問）　　資料２

（説明）

漁業管理課から資料２に基づき説明がなされた。

（主な質疑や意見）

特になし

（審議結果）

原案のとおり定めることが適当であると答申することを決定した。

（３）じょれん及びふるいの目合の制限に係る委員会指示について（協議）　　資料３

（説明）

事務局から資料３に基づき説明がなされた。

（主な質疑や意見）

委員：アサリが丸くなって、１．２ｃｍ幅だと３ｃｍより小さなアサリがふる

いに残るようになってきているのでは。

有明海研究所：そうでもない。

（審議結果）

原案のとおり定めることが適当であると答申することを決定した。

（４）全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について（協議）

資料４－１、４－２

（説明）

事務局から資料４－１、４－２に基づき説明がなされた。

（主な質疑や意見）

特になし

（審議結果）

令和９年度の要望書原案については、特に修正や追加の必要なしと決定した。

（５）第４８回日本海・九州西広域漁業調整委員会について（報告）　資料５

（説明）

事務局から資料５に基づき説明がなされた。

（主な質疑や意見）

特になし

（６）さし網等漁業福岡佐賀相互入漁の申請状況について（報告）　資料６

（説明）

漁業管理課から資料６に基づき説明がなされた。

（主な質疑や意見）

特になし

（７）その他

クラゲの漁獲状況や猛暑の影響、赤潮の発生等について情報交換が行われた。